

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	はり、きゅう等施療費支援事業(物価高騰対策)	①年金受給者である高齢者は物価高騰の影響を直接的に受けており、自己負担を伴う鍼灸治療の受診控えが発生するリスクが高まっていることから、これを公的に支援するため施療券の交付枚数を年間10枚から15枚に引き上げ、高齢者の健康格差の拡大を防ぐとともに日常生活における物価高騰の影響を軽減する。 ②負担金 ③2,250千円(対象数1,000人、1人当たり1,500円×15枚) (うち一般財源1,500千円)※交付枚数引き上げ分に重点支援交付金を充当 ④町内に住所を有する75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の後期高齢者医療の被保険者	R8.4	R9.3
2	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	低所得世帯支援福祉タクシー利用料金助成事業(物価高騰対策)	①低所得の交通手段に乏しい高齢者並びに障がい者について、タクシー料金の一部を補助することで移動に要する経費の支出を抑え、日常生活における物価高騰の影響を軽減する。 ②扶助費、消耗品費、郵便料 ③助成券(12,000円×210人)2,520,000円 事務費(消耗品費、郵便料)110,000円 (うち一般財源1,030,000円) ④非課税の後期高齢者ならびに障がい者のうち要件を満たす者	R8.4	R9.3
3	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	食の自立支援事業(物価高騰対策)	①ひとり暮らしの高齢者等が受ける配食サービスについて、物価高騰の影響による経費上昇分(1食当たり100円)を公的に支援することで、利用者負担への価格転嫁による経済的負担を抑止するとともに、これまでの食事の品質維持による食生活の改善と健康増進を図る。 ②委託料 ③12,000千円(500円×2,000食×12ヶ月) (うち一般財源9,600千円)※経費上昇分に重点支援交付金を充当 ④町内に住所を有する者で、高齢又は障害等により調理が困難と認める者	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て応援券支給事業(物価高騰対策)	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び少子化対策を図るため、3歳未満児を対象に子育て物資(ミルク、紙おむつ、おしり拭き)の購入に利用できるクーポン券を配布する。 ②役務費、扶助費 ③郵便料530円×190件＝101,000円、3歳未満児30,000円×190人＝5,700,000円(うち一般財源1,201,000円) ④町内における3歳未満児子育て世帯	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育園等給食費補助事業(物価高騰対策)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、保育所等が提供する給食の水準低下が懸念されることから、給食費全体への補助を行うことで、給食水準の低下防止と質の確保を図るとともに、保護者負担の増加を抑止する。 ②補助金 ③補助金1,800,000円(教職員分は除く) 保育園500円×260人×12ヶ月 幼稚園400円×50人×12ヶ月 ④保育園、幼稚園、小規模保育事業所の施設運営者	R8.4	R9.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	副食費扶助事業(物価高騰対策)	①国による保育料無償化の実施に伴い、それまで町基準で免除されていた副食費の負担が生じることとなった低所得世帯及び多子世帯等について、その費用を公的に支援することで、物価高騰下における経済的負担の増加を防止する。 ②扶助費 ③1,890千円(4,500円×35人×12ヶ月) ④町内における3歳以上児の子育て世帯のうち該当世帯	R8.4	R9.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育料無償化事業(物価高騰対策)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、保育料(副食費部分を除く)を減免する。 ②令和8年4月から令和9年3月までの保育料(副食費部分を除く)の減免に係る費用 ③減免額10,791,500円 保育料12ヶ月計15,251,000円-副食費相当分3,510,000円-県町多子減免見込分949,500円＝10,791,500円 ④保育園、幼稚園、小規模保育事業所に通う児童の保護者	R8.4	R9.3
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付き商品券販売事業(物価高騰対策)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者支援のため、商工会が行うプレミアム付き商品券の販売を支援し、地域消費の喚起と生活者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③10,700千円(10,000円の商品券に対するプレミアム分20%×5,000冊、事務費700千円) ④氷川町商工会	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	町内小学校就学費用支援事業(物価高騰対策)	①経済的に困窮している子育て世帯に対し、物価高騰の影響による経済的負担の抑制及び子どもの健やかな成長に寄与するとともに、少子化対策を図るため、就学に必要な費用の一部を援助する。 ②扶助費 ③2,553千円(準要保護対象予定者63人(小学校3校):新入学用品1,287千円、学用品849千円、修学旅行332千円、校外活動等85千円) ④町内の小学校に在籍している児童の保護者のうち、生活保護を受けている者、世帯総所得が基準以下の者	R8.4	R9.3
10	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	竜北中学校就学費用支援事業(物価高騰対策)	①経済的に困窮している子育て世帯に対し、物価高騰の影響による経済的負担の抑制及び子どもの健やかな成長に寄与するとともに、少子化対策を図るため、就学に必要な費用の一部を援助する。 ②扶助費 ③2,713千円(準要保護対象予定者30人:新入学用品972千円、学用品726千円、修学旅行947千円、校外活動等68千円) ④竜北中学校に在籍している児童の保護者のうち、生活保護を受けている者、世帯総所得が基準以下の者	R8.4	R9.3
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	町内小学校及び竜北中学校給食費無償化事業(物価高騰対策)	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、町内小学校の給食費については国県の補助基準額を超える部分に対して、竜北中学校の給食費については全額に重点支援地方交付金を充当することで、保護者負担の増加を抑止するとともに、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食の実施を図る。(教職員の給食費は除く) ②補助金 ③34,564,200円(小学校3校:403人×5,400円×11ヶ月、竜北中学校:161人×6,000円×11ヶ月、教職員分は除く。)(うち国県補助金23,051,600円) ※小学校は月額200円(補助上限5,200円を超える額)、竜北中学校は月額6,000円に重点支援交付金充当 ④町内小学校及び竜北中学校の児童生徒の保護者	R8.4	R9.3
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	氷川中学校給食費無償化事業(物価高騰対策)	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、氷川中学校の給食費の全額に重点支援地方交付金を充当することで、保護者負担の増加を抑止するとともに、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食の実施を図る。(教職員の給食費は除く) ②補助金 ③7,260,000円(氷川中学校:110人×6,000円×11ヶ月、教職員分は除く。) ④氷川中学校の児童生徒の保護者	R8.4	R9.3
13	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	氷川中学校就学費用支援事業(物価高騰対策)	①経済的に困窮している子育て世帯に対し、物価高騰の影響による経済的負担の抑制及び子どもの健やかな成長に寄与するとともに、少子化対策を図るため、就学に必要な費用の一部を援助する。 ②扶助費 ③1,255千円(準要保護対象予定者10人:新入学用品648千円、学用品239千円、修学旅行359千円、校外活動等9千円) ④氷川中学校に在籍している児童の保護者のうち、生活保護を受けている者、世帯総所得が基準以下の者	R8.4	R9.3